

## 埼玉りそな環境配慮型融資(環境省利子補給制度活用プラン)Ⅱの取扱い開始について

埼玉りそな銀行は、財団法人日本環境協会より「地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業」に係る融資金融機関として選定され、平成22年4月1日より「埼玉りそな環境配慮型融資(環境省利子補給制度活用プラン)Ⅱ」の受付を開始しております。

環境省による地球温暖化対策として、「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業」に引続き、埼玉県で初めて当社が取扱金融機関として承認されました。

### 1.「地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業」概要

以下のいずれかのCO2削減目標を誓約した法人事業者の方が、3年間(かつお借入れ期間の範囲内)にわたり約定金利の範囲内で環境省から日本環境協会を通じて利子補給(上限3%)を受けられる制度です。(設備投資にかかる事業計画について日本環境協会の認可を受けていただく必要があります)

- ①3年以内※の間に二酸化炭素(CO2)排出原単位※6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減
- ②5年以内※の間に二酸化炭素(CO2)排出原単位※10%改善又は二酸化炭素排出量10%削減

※3年以内とは、20年度の実績を基準値として21年度から23年度以内、5年以内とは、20年度の実績を基準値として21年度から25年度以内のことをいいます。

※排出量原単位とは、お客さまの排出するCO2排出量を生産数量又はその代替値(売上高等)で割った数値のことをいいます。

### 2.商品概要

お申込みいただけるお客さま	(1)上記誓約をいただけるお客さま (2)CO2総排出量の測定が可能で、測定のモニタリング及び報告にご同意いただけるお客さま (3)資金のお使いみちの設備に関し、同様の趣旨(CO2排出削減、エネルギー使用の合理化など)の補助金を受けていないお客さま (4)お客さまの会社概要等(財務データを含む)について、環境省、環境協会、弁護士、公認会計士等との間で情報共有がされることおよび会計検査院等の調査に対する情報提出についてご同意いただけるお客さま
お取扱い期間	平成22年4月1日受付開始。平成22年9月30日ご融資実行分まで。
お借入金額	1億円以上30億円以内 (お客さまあたり1回限りのご利用とさせていただきます)
お借入期間	10年以内
お使いみち	地球温暖化対策に係る設備資金 (平成21年4月以降に工事が着工され、申込時において工事が継続しているもの) ※当該設備に関して他の同趣旨(CO2排出削減、エネルギー使用の合理化など)の補助金を受けていないもの
お借入金利	当社所定の利率(固定利率) ※借入契約期間中に期限前弁済をされる場合は、期限前弁済により当社に生じる手数料・費用・損害等「清算金」が必要となりますが、当該清算金は利子補給の対象とはなりません
ご返済方法	6ヵ月毎の元金均等返済(ご返済日は3月10日及び9月10日)
担保・保証	当社審査によります。

☆国の利子補給総額の消化状況および当社所定の審査の結果によっては、ご利用いただけない場合がございます。

埼玉りそな銀行では、本商品の取扱いにより、環境問題に積極的に取り組むお客さまの円滑な資金調達をサポートするとともに、今後も地域金融機関としてお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

本件に関するお問い合わせ先 法人部 法人企画グループ 生田 TEL048-814-5015



埼玉りそな銀行

RESONA